

令和8年6月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市印鑑条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第12条 (略) (印鑑登録の証明)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、次に掲げる物を利用して、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した民間事業者の使用に係る電子計算機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により申請することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略) (印鑑登録の証明)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、次に掲げる物を利用して、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した民間事業者の使用に係る電子計算機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により申請することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について 承認を求める件について

地方税法施行令の一部改正（令和8年政令第83号）等に伴い令和8年3月31日付けで専決処分した標記の件について、議会の承認を求めるもの。改正内容および専決処分予定については、令和8年2月市議会定例会厚生委員会において説明済み。

1 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の新設

所得割率	※ 被保険者均等割額	※ 18歳以上 被保険者均等割額	世帯別平等割額
0.28%	1,380円	70円	880円

※子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日以前）に係る被保険者均等割額を全額減額し、減額した額（公費負担分を除く。）を18歳以上被保険者均等割額として賦課する。

(2) 課税限度額の引上げ等

基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円とした。

(3) 軽減判定所得の引上げ

被保険者均等割額（18歳以上被保険者均等割額を含む。）および世帯別平等割額について、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げた。

ア 5割軽減の軽減判定所得

改正前	世帯合計所得 ≤ <u>30万5,000円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	世帯合計所得 ≤ <u>31万円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

イ 2割軽減の軽減判定所得

改正前	世帯合計所得 ≤ <u>56万円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	世帯合計所得 ≤ <u>57万円</u> × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2 施行期日等

施行は令和8年4月1日からとし、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

秋田市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条および第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)および(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が</p>	<p>第1条および第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)および(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が</p>

67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。

3および4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第4条および第5条 (略)

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の4、第6条の11および第18条第1項において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の4、第6条の11および同項において同じ。）以外の世帯 2万8,690円

(2)および(3) (略)

66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3および4 (略)

第4条および第5条 (略)

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第6条の4および第18条第1項において同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第6条の4および同項において同じ。）以外の世帯 2万8,690円

(2)および(3) (略)

第6条の2～第6条の7 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第6条の8 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第6条の9 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,380円とする。
(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第6条の10 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について70円とする。
(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第6条の11 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯
880円

(2) 特定世帯 440円

(3) 特定継続世帯 660円

第7条～第17条 (略)
(保険税の減額)

第18条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とす

第6条の2～第6条の7 (略)

第7条～第17条 (略)
(保険税の減額)

第18条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

る。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・

子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 970円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 50円

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 620円

(イ) 特定世帯 310円

(ウ) 特定継続世帯 470円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 690円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 440円

(イ) 特定世帯 220円

(ウ) 特定継続世帯 330円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金

額および山林所得金額の合算額が、43万円
(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・

子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 280円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・

子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 140円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

額および山林所得金額の合算額が、43万円
(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める額を減額して得た額とする。

(1)および(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子

育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就
学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した
世帯 210円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した
世帯 350円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した
世帯 550円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
690円

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額
ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保
険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納

付金課税額の所得割額 当該出産被保険者に

つき第6条の8の規定により算定した所得割
額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産

める額を減額して得た額とする。

(1)および(2) (略)

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額
および被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の10の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第18条の2～第24条（略）

附 則

1～3（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、

第18条の2～第24条（略）

附 則

1～3（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項

第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144

号) 第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 6 条の 5、第 6 条の 8および第 18 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項および第16条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第18条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第18条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 6 条の 5、第 6 条の 8および第 18 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項および第16条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第18条

号) 第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 6 条の 5 および第18条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項（同法第12条第 5 項および第16条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第18条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第18条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 6 条の 5 および第18条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 4 項（同法第12条第 6 項および第16条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第18条第 1 項において

第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条

「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条

約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5、第6条の8および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15～17 （略）

約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15～17 （略）

秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 産業の振興</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>アおよびイ (略)</p> <p>ウ 観 光</p> <p><u>河辺地域における観光については、太平山県立自然公園をはじめ、岨谷峡やへそ公園、殿淵、伏伸の滝、さらには三内溪谷や河北湖(岩見ダム)等、豊かな自然資源をアピールしながら、春は桜、夏は清流、秋は紅葉、冬は雪を生かし、四季折々にその季節にあったイベントを開催し、誘客に努めてきました。</u></p> <p><u>近年は、公園等に付帯する未利用となった施設の老朽化が進み倒壊の危険があることに加え、当該施設にクマが住み着く等の危険性もあることから、観光客の安全・安心の確保が課題となっています。</u></p> <p><u>また、秋田新幹線、秋田自動車道の開通、日本海沿岸東北自動車道および秋田中央広域農道の供用など、交通体系の整備が進み、さらに秋田空港へのアクセスの利便性をも含めた交通の要衝としての優位性を十分に生かした観光振興が最重要課題となっています。</u></p> <p>(2) その対策</p> <p>アおよびイ (略)</p> <p>ウ 観 光</p> <p><u>岩見三内地区においては、農山村資源等を活かし、参加・体験・交流をより深化した取組のもと、民間事業者との連携を図るなど、本市を訪れた人との関わりを継続した、一時の観光にとどまらない新たな需要の開拓に努めるとともに、新たな観光コンテンツや中長期滞在などの観光メニューの創出等を促進し、交流人口、関係人口の増加を図ります。</u></p> <p><u>また、観光客の安全・安心を確保するため、老朽化等により未利用となっており、利活用が見込めない施</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 産業の振興</p> <p>(1) 現況と問題点</p> <p>アおよびイ (略)</p> <p>ウ 観 光</p> <p><u>河辺地域における観光については、太平山県立自然公園をはじめ、岨谷峡やへそ公園、殿淵、伏伸の滝、さらには三内溪谷や河北湖(岩見ダム)等、豊かな自然資源をアピールしながら、春は桜、夏は清流、秋は紅葉、冬は雪を生かし、四季折々にその季節にあったイベントを開催し、誘客に努めてきました。</u></p> <p><u>また、秋田新幹線、秋田自動車道の開通、日本海沿岸東北自動車道および秋田中央広域農道の供用など、交通体系の整備が進み、さらに秋田空港へのアクセスの利便性をも含めた交通の要衝としての優位性を十分に生かした観光振興が最重要課題となっています。</u></p> <p>(2) その対策</p> <p>アおよびイ (略)</p> <p>ウ 観 光</p> <p><u>岩見三内地区においては、農山村資源等を活かし、参加・体験・交流をより深化した取組のもと、民間事業者との連携を図るなど、本市を訪れた人との関わりを継続した、一時の観光にとどまらない新たな需要の開拓に努めるとともに、新たな観光コンテンツや中長期滞在などの観光メニューの創出等を促進し、交流人口、関係人口の増加を図ります。</u></p>

設等について、解体撤去を進めます。

エ (略)

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～8年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(9)観光また はレクリエー ション	鶉養緑地広場周 辺環境整備	市	
		へそ公園周辺環 境整備	市	
		岨谷峡周辺環境 整備	市	
		鶉養地区周辺整 備	市	
		岩見生活環境保 全林整備	市	
	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	へそ公園管理棟 等解体撤去事業 ①具体的な事業 内容 老朽化により 未利用となっ ており、利活用 が見込めないへ そ公園管理棟、 炊事棟および見 晴台の解体撤去 を進める。 ②事業の必要性 老朽化した当 該施設につい て、倒壊の危険 性を解消すると ともに、クマ被 害を予防するこ とにより、利用 者が安全に安心 して利用できる	市	

エ (略)

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～8年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(9)観光また はレクリエー ション	鶉養緑地広場周 辺環境整備	市	
		へそ公園周辺環 境整備	市	
		岨谷峡周辺環境 整備	市	
		鶉養地区周辺整 備	市	
		岩見生活環境保 全林整備	市	

		<u>環境を整備する必要がある。</u> <u>③事業効果等</u> <u>老朽化により</u> <u>利活用の見込め</u> <u>ない施設を解体</u> <u>撤去し、利用者</u> <u>の不安を解消す</u> <u>ることは、将来</u> <u>にわたり過疎地</u> <u>域の持続的発展</u> <u>に資する。</u>						
(4) (略)	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 (略)			(4) (略)	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 (略)			
<u>築後30年以上経過した建物もあり、機器の故障等不測の事態に対応する機会が増えていることから、設備の使用状況を踏まえて更新を更に進めていく必要があるほか、施設内各箇所の老朽度に応じた適切な改修が必要である。</u> <u>【秋田市公共施設等総合管理計画より】</u>		<u>レクリエーション・観光施設は、多くの人が集うにぎわいの場や豊かな自然にふれあう場を提供することで、観光の振興や余暇活動の充実を図ることを目的として設置している。</u> <u>【秋田市公共施設等総合管理計画より】</u>						
4 および5 (略)				4 および5 (略)				
6 生活環境の整備				6 生活環境の整備				
(1) (略)				(1) (略)				
(2) その対策				(2) その対策				
ア～ウ (略)				ア～ウ (略)				
エ 消防・救急				エ 消防・救急				
(ア)～(オ) (略)				(ア)～(オ) (略)				
(カ) 救急体制の充実を図るため、救急医療機関との協力体制を強化します。また、 <u>救急自動車を更新整備</u> し、救急救命士の養成や救急資機材の整備を図るなど、救急業務の高度化を推進するとともに、住民向けに <u>応急手当普及講習会</u> を積極的に開催します。				(カ) 救急体制の充実を図るため、救急医療機関との協力体制を強化します。また、 <u>救命率向上のため高規格救急自動車の更新整備を促進</u> し、救急救命士の養成や救急資機材の整備を図るなど、救急業務の高度化を推進するとともに、住民向けに <u>応急手当講習会</u> を積極的に開催します。				
(キ)および(ク) (略)				(キ)および(ク) (略)				
オ (略)				オ (略)				
(3) 計画				(3) 計画				
事業計画 (令和3年度～8年度)				事業計画 (令和3年度～8年度)				
持続的発展	事業名	事業内容	事業	持続的発展	事業名	事業内容	事業	備考

施策区分	(施設名)	主体	施策区分	(施設名)	主体
5 生活環境の整備	(2) (略)		5 生活環境の整備	(2) (略)	
	(5) (略)			(5) (略)	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	消防器具格納庫解体5棟（上三内地区、東地区、新川地区、 <u>曾場台地区</u> 、 <u>戸島地区</u> ） ①具体的な事業内容 施設の統合により廃止となる格納庫5棟の解体工事を行う。 ②事業の必要性 老朽化が著しく、防災上の観点から適切に解体する必要がある。 ③事業効果等 老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する事業であ		市	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯

		る。		
(4) (略)				
7～12 (略)				
事業計画 (令和3年度～令和8年度)				
過疎地域持続的発展特別事業分				
(略)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	へそ公園管理棟 等解体撤去事業 ①具体的な事業 内容 老朽化により 未利用となつて おり、利活用が 見込めないへそ 公園管理棟、炊 事棟および見晴 台の解体撤去を 進める。 ②事業の必要性 老朽化した当 該施設につい て、倒壊の危険 性を解消すると ともに、クマ被 害を予防するこ とにより、利用 者が安全に安心 して利用できる 環境を整備する 必要がある。 ③事業効果等 老朽化により 利活用の見込め ない施設を解体 撤去し、利用者 の不安を解消す	市	老朽 化によ り利活 用の見 込めな いへそ 公園管 理棟等 を解体 撤去す ること によ り、利 用者の 不安が 解消さ れるな ど、当 該施策 の効果 は将来 に及 ぶ。

		る。		
(4) (略)				
7～12 (略)				
事業計画 (令和3年度～令和8年度)				
過疎地域持続的発展特別事業分				
(略)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考

		ることは、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。							
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	消防器具格納庫解体5棟（上三内地区、東地区、新川地区、 <u>曾場台地区、戸島地区</u> ） ①具体的な事業内容 施設の統合により廃止となる格納庫5棟の解体工事を行う。 ②事業の必要性 老朽化が著しく、防災上の観点から適切に解体する必要がある。 ③事業効果等 老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、当該施策の効果は将来に及ぶ。	5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	消防器具格納庫解体5棟（上三内地区、 <u>砂子淵地区、東地区、新川地区、小平岱地区</u> ） ①具体的な事業内容 施設の統合により廃止となる格納庫5棟の解体工事を行う。 ②事業の必要性 老朽化が著しく、防災上の観点から適切に解体する必要がある。 ③事業効果等 老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	老朽化した施設の統廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、当該施策の効果は将来に及ぶ。

※へそ公園管理棟等解体撤去事業は、19ページの事業計画

※消防器具格納庫解体5棟は、26ページの事業計画「5生

<p>「2 産業の振興」「(10)過疎地域持続的発展特別事業」 「その他」の、消防器具格納庫解体5棟は、27ページの事 業計画「5 生活環境の整備」「(7)過疎地域持続的発展特 別事業」「防災・防犯」の再掲です。</p>	<p>活環境の整備」「(7)過疎地域持続的発展特別事業」「防 災・防犯」の再掲です。</p>
--	--

ゆき総合対策における新たな取組の実施結果について

令和5年度から7年度までの3年間にわたり試験的に実施した新たな取組の実施結果について報告する。

1 【取組1】新たな除排雪方法の取組

(1) 取組概要

- ・路面積雪深が10cm以上であることを確認した場合は、圧雪状態を作らないよう初期除雪を実施
- ・幹線道路から一般生活道路まで除雪対象路線を区別なく実施
- ・除雪作業を効率的に行うため、一部の狭い道路を除き、除雪と排雪を分けて実施

(2) 実施結果

- ・市内一斉除雪にかかる1回当たり稼働費
約8億円 → 新たな取組：約3.5億円
- ・市内全体の道路交通確保までの日数
約5日 → 新たな取組：約1日
- ・市民および業者を対象としたアンケート調査では、初期除雪について過半数が「良い」「やや良い」と回答

2 【取組2】コールセンターの受電率向上

(1) 取組概要

- ・除排雪の稼働情報等について自動音声で案内するシステム（IVR）を導入

(2) 実施結果

- ・入電集中日（一斉除雪時）における受電率
34% → 新たな取組：63%
- ・アンケート調査の回答割合は、「良い」「やや良い」が「悪い」「やや悪い」を上回る結果

3 【取組3】LINEの機能拡充

(1) 取組概要

- ・ 除排雪情報の確認や要望等の受付ができる機能を追加
- ・ 電話以外の手段を拡充することで、コールセンターへの入電数を抑制

(2) 実施結果

- ・ 追加した機能の利用実績
稼働情報確認 R 5 : 6,785件 R 6 : 6,235件 R 7 : 8,354件
要望受付 R 5 : 160件 R 6 : 199件 R 7 : 538件
- ・ アンケート調査では、6割以上が「役に立った」と回答

4 【取組4】市民協働のための支援策

(1) 取組概要

- ・ 小型除雪機の貸出しについて、希望に応じて配達および回収を実施
- ・ 地域活動団体等が行う除雪に対して報償金を支払う有償ボランティア制度を実施

(2) 実施結果

- ・ 小型除雪機貸出し制度の利用件数 ※()内は配達件数
R 5 : 7件 (4件) R 6 : 18件 (7件) R 7 : 13件 (5件)
- ・ 有償ボランティア制度の利用団体数 : 3年間とも3団体

5 今後のスケジュール (予定)

- 令和8年7月 秋田市ゆき総合対策庁内検討委員会において、新たな取組の検証結果や今後の方針について検討
- 8月 新たな取組の検証報告書を公表
- 9月 9月議会(建設委員会・厚生委員会)において、今後のゆき総合対策実施方針を報告

雄和市民サービスセンター大規模改修事業の実施設計について

1 実施設計における主な変更点

(1) スロープ形状の変更

保育所および図書館の各専用玄関へ接続するスロープについて、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に適合させつつ、利用者の更なる利便性向上を図るため、形状を変更した。

(2) 保育室避難口の変更

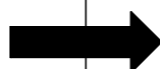
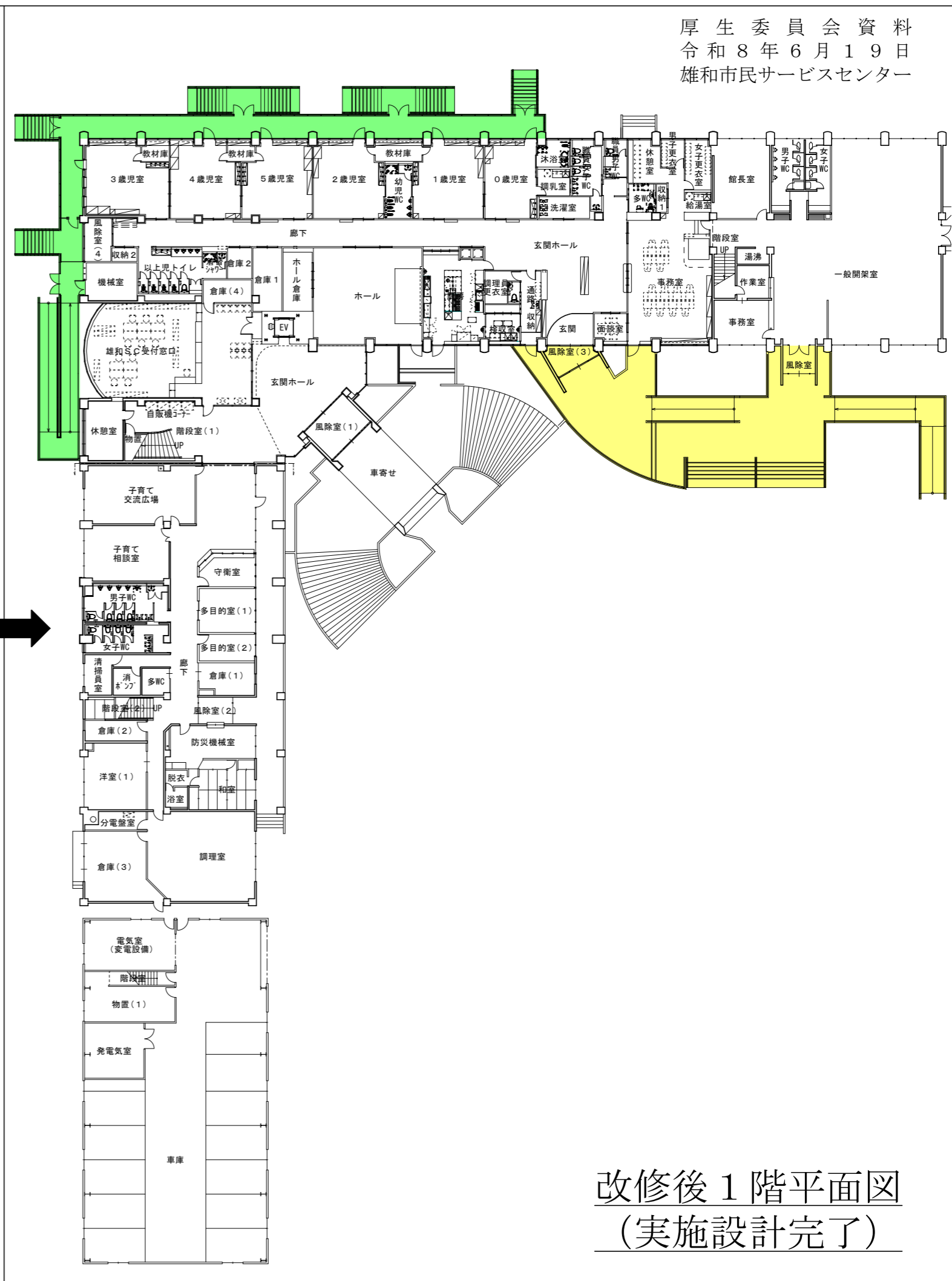
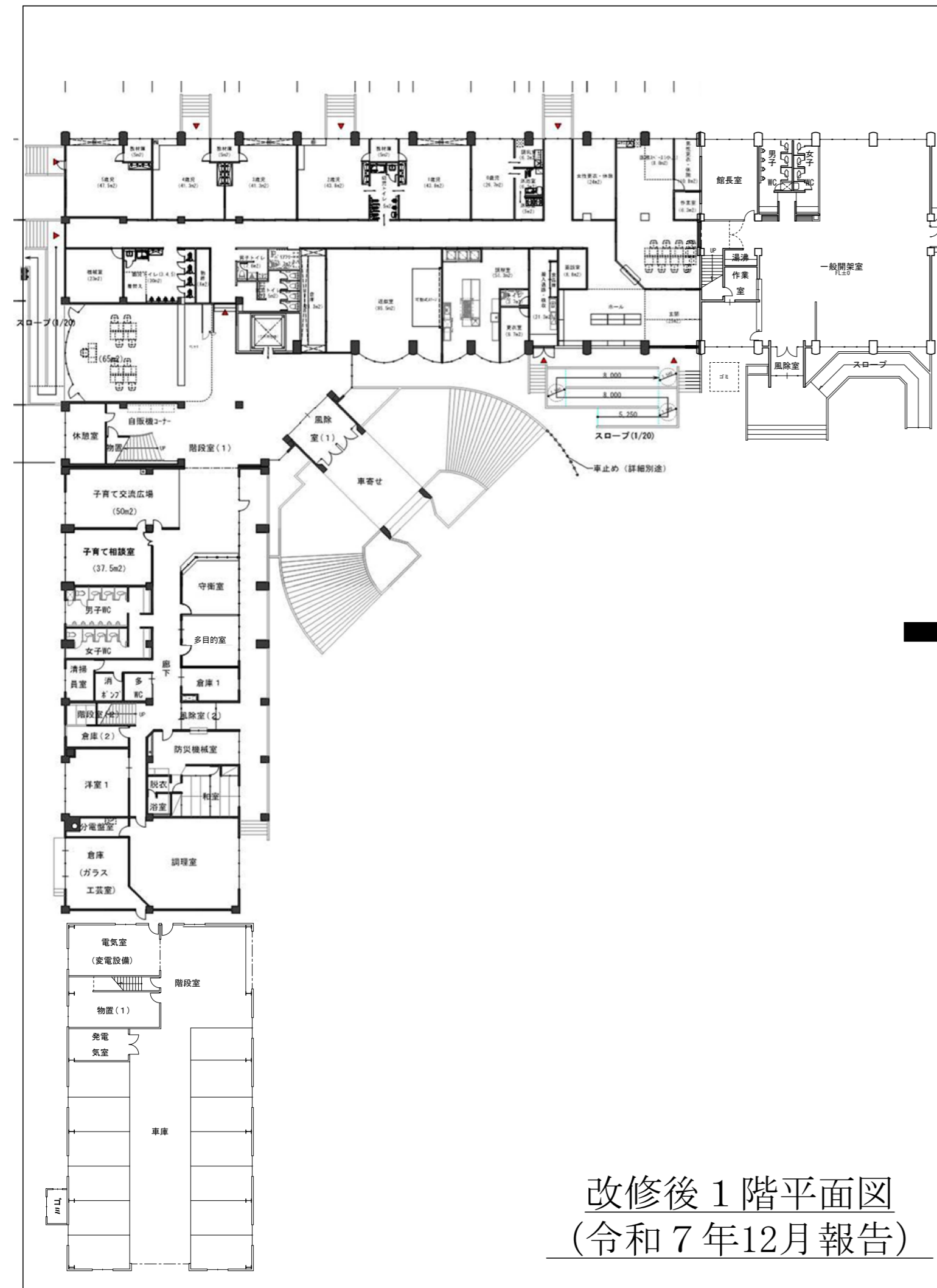
各保育室に専用の避難口を設け、新たに設置するデッキを経由し、安全に外部へ避難できる形状に変更した。

(3) サービスセンター駐車場バスルートの変更

マイタウンバスの通行ルートについて、保育所利用者の安全を確保するため、保育所の前を通らないルートへ変更するとともに、出口を県道側から雄和体育館側へ変更する。

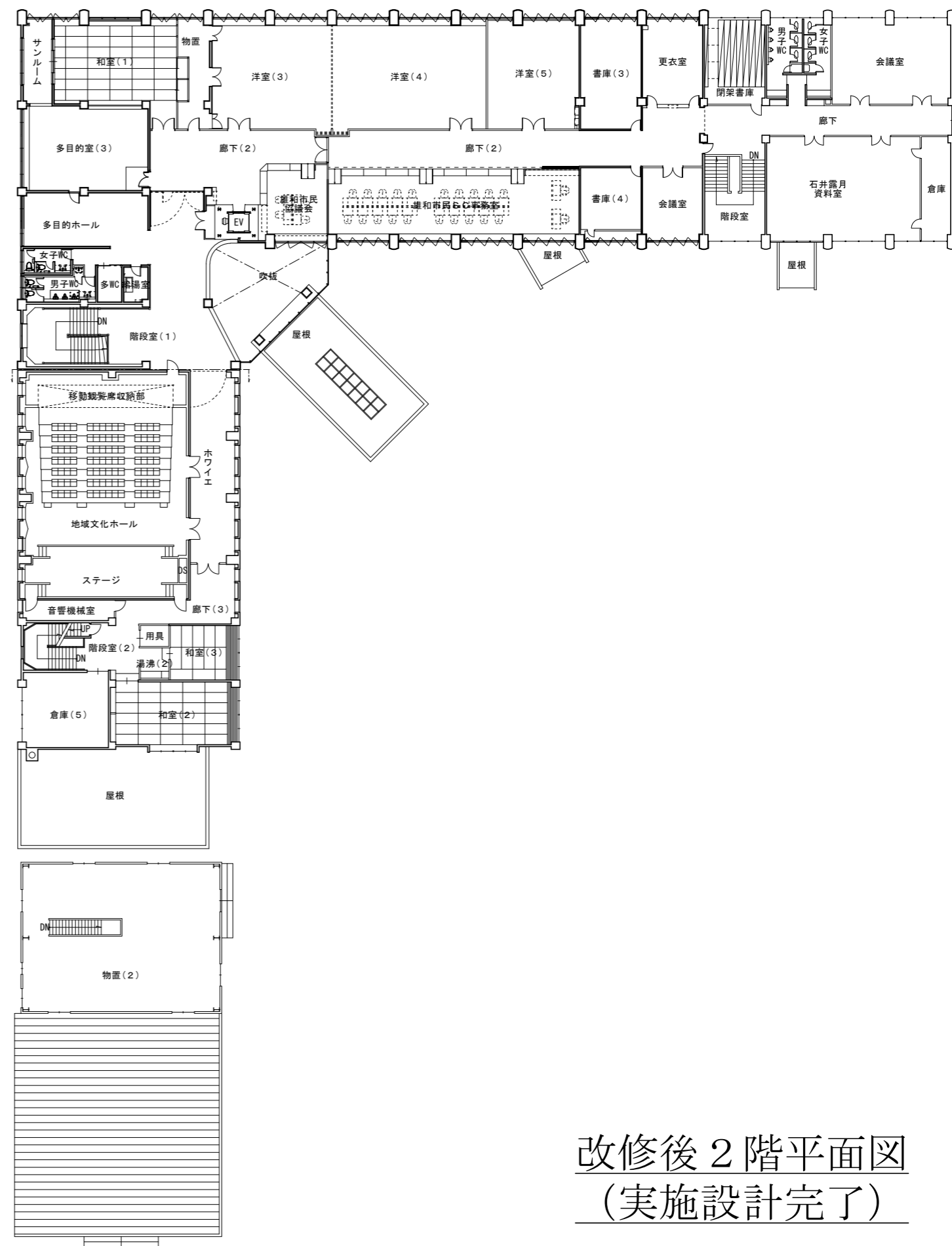
2 今後のスケジュール

年度	時期	内容
8	令和8年9月	9月市議会に大規模改修工事請負契約を締結する件について議案提出
	10月	センター仮設庁舎へ引越 改修工事着工
9	令和9年9月	秋田市保育所設置条例の一部改正案を提出
	令和10年1月	改修工事完了（工期は15.5か月間を予定）
	2月	仮設庁舎からセンター引越、保育所開所準備
	3月	センター稼働
10	4月	保育所（認定こども園へ移行予定）開所





改修後2階平面図
(令和7年12月報告)



改修後2階平面図
(実施設計完了)



改修後配置図 S=1/300

配置図 兼 外構図 (改修後)